

(別紙)

改正の概要(平成 21 年 8 月 1 日適用)

関税率表解説(平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号)

HS 番号	品 目	概 要
第 09.02 項	茶	様々な形状や大きさに成型された茶も、当該項に分類されることを明確化。
第 41 類総説	皮革	皮革における「スプリット」加工について明確化。
第 84.15 項	スプリットシステム型エアコンディショナーの室内ユニット及び室外ユニット	スプリットシステム型エアコンディショナーの室内ユニット及び室外ユニットが単独で提示された場合、エアコンの部分品として分類されることを明確化。
第 85.08 項	じゅうたん清浄用の機器	液状洗剤をじゅうたんに注入し、当該洗剤を吸引するじゅうたん清浄用の機器が、当該項の真空式掃除機ではなく、清浄用の機械(第 84.51 項)又は家庭用電気機器(第 85.09 項)として分類されることを明確化。

## 改正の概要(平成 21 年 8 月 1 日適用)

## 分類例規(昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号) 第 1 編(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 2106.10 号	たんぱく質調製品	大豆たんぱく質分離物とバニラフレーバーを含む調製品を、化学品としてではなく、たんぱく質系物質からなるその他の食品として第 2106.10 号に分類。
第 2106.90 号	ココナッツミルクを含む調製品	ココナッツ抽出物と水(43%)からなる物品を、ナット調製品(第 20.08 項)としてではなく、その他の食品として第 2106.90 号に分類。
第 3214.10 号	ポリウレタンフォーム	ポリウレタン(プラスチック)を主体とするエアゾール缶入りの充てん料を、プラスチック(第 39 類)としてではなく、パテとして第 3214.10 号に分類。
第 3506.10 号	ネジロック剤	ネジロック剤で接着性を有するものを接着剤として第 3506.10 号に分類。
第 8415.90 号	スプリットシステムのエアコンディショナーの室外冷却ユニット	スプリットシステムのエアコンディショナー(冷却のみ)の室外ユニットをエアコンディショナーの部分品として第 8415.90 号に分類。
第 8415.90 号	可逆式スプリットシステムのエアコンディショナーの室外冷却ユニット	冷却加熱可逆式(冷暖房兼用)のスプリットシステムのエアコンディショナーの室外ユニットをエアコンディショナーの部分品として第 8415.90 号に分類。
第 8451.30 号	業務用のアイロンがけ用機械	電熱式の長方形のアイロンがけ台、蒸気発生機、電気スチームアイロンからなる物品を、アイロンがけ用機械として第 8451.30 号に分類。
第 8451.90 号	長方形のアイロンがけ台	上記の長方形のアイロンがけ台のみが提示された場合、アイロンがけ用機械の部分品として第 8451.90 号に分類。
第 8704.31 号	多目的4輪自動車	1つのフロントシート及び1つの無蓋の後部貨物区画を有する、ガソリンエンジンで駆動する芝生の手入れ等に使用する自動車を、作業用トラック(第 87.09 項)としてではなく、内燃機関の貨物自動車として第 8704.31 号に分類。
第 8704.90 号	多目的4輪自動車	上記の自動車で、電動機で駆動するものをその他の貨物自動車として第 8704.90 号に分類。